

青森県報

第二千八百三十号

平成十九年
九月十日
(月曜日)

目次

介護保険法による居宅サービス事業者の指定	………	(高年齢福祉保険課)	………	一
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定	………	(障害福祉課)	………	一
障害福祉サービス事業者の指定	………	(障害福祉課)	………	一
身体障害者福祉法による医師の指定	………	(同)	………	一
青森県指定金融機関等の指定の一部改正	………	(経理課)	………	二
公 告	………		………	二
開発行為に関する工事の完了	………	(建築住宅課)	………	二
出先機関	………		………	二
土地改良区の定款変更の認可	………	(青森東地域民局)	………	三
右 同	………	(同)	………	三
右 同	………	(西北地域民局)	………	三
公安委員会	………		………	三
運転適性検査業務取扱規則の一部を改正する規則	………	(警察本部運転免許課)	………	三

告 示

青森県告示第六百五十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次

のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十九年九月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は 住所	主たる事務所 所在地又は 住所	居宅サービス の種類	名称	所在地	指 定 年 月 日
特定非営利活動法人ケアサポーターひまわり	六野二丁目八の	弘前市大字泉	訪問介護	Plan D	一野二丁目七の	平成 一九・八・三

青森県告示第六百五十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十五条の九第一号の規定により公示する。

平成十九年九月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は 住所	主たる事務所 所在地又は 住所	介護予防サービスの種類	名称	所在地	指 定 年 月 日
特定非営利活動法人ケアサポーターひまわり	六野二丁目八の	弘前市大字泉	訪問介護	Plan D	一野二丁目七の	平成 一九・八・三

青森県告示第六百五十五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、

次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成十九年九月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を行う事業所	所在地	指 月 日 定
	名称	所在地	名称	所在地	指 月 日 定	
社会福祉法人 桐の里	青森市大字駒七九の一	共同生活援助	グループホー	青森市久須志三丁目一の二六	平成一九・九・一	
社会福祉法人 外ヶ浜町社会福祉協議会	東津軽郡外ヶ浜町字平館野の田鳴川二〇八	居宅介護	外ヶ浜町社協蟹田居宅介護事業所	東津軽郡外ヶ浜町字下蟹田四三の二	"	
社会福祉法人 外ヶ浜町社会福祉協議会	東津軽郡外ヶ浜町字平館野の田鳴川二〇八	重度訪問介護	外ヶ浜町社協蟹田居宅介護事業所	東津軽郡外ヶ浜町字下蟹田四三の二	"	
社会福祉法人 聖康会	弘前市大字独狐字山辺一八三	共同生活援助	グループホー	西津軽郡舞戸沢町大字舞戸三三の二	"	

青森県告示第六百五十六号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

平成十九年九月十日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	勤務する病院等	診療科目	指 月 日 定

阿部 尚央	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	耳鼻咽喉科（聴覚・平衡・音声・言語） そしゃく機能障害	平成一九・九・一
-------	-------------	-----------	--------------------------------	----------

青森県告示第六百五十七号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

平成十九年九月十日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

あおもり信用金庫浪館支店

青森市大字浪館

及び

あおもり信用金庫亀甲支店

弘前市大字亀甲町

を削る。

公 告

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十九年九月十日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
五所川原市字幾世森一六八の一の二部、一七二の二、一七三の一、一七三の四の二部、一七五の一及び三〇一、字幾世森一六八の一の地先	岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第七地割四四五

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、浪岡川土地改良区の定款の変更を平成十九年四月二十三日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十九年九月十日

東青地域県民局長 中 島 久 宜

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、蟹田町土地改良区の定款の変更を平成十九年五月二十一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十九年九月十日

東青地域県民局長 中 島 久 宜

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、市浦土地改良区の定款の変更を平成十九年五月二十四日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十九年九月十日

西北地域県民局長 神 豊 勝

公 安 委 員 会

運転適性検査業務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年九月十日

青森県公安委員会委員長 橋本八右衛門

青森県公安委員会規則第十四号

運転適性検査業務取扱規則の一部を改正する規則

運転適性検査業務取扱規則（昭和四十二年三月青森県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「官公庁、事業所、個人等の」を「運転者の運転適性に関する」に改める。

第二条中第三号を削り、第四号を第三号とする。

第五条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、道路交通法施行規則第二十九条の三第一項に規定する適性検査は、青森県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が指定する医師の診断により行うものとする。

第六条第一項中「警察署長」の下に「（以下「署長」という。）」を加え、「添えて」を「添え、運転免許課長を経て」に改め、同条第二項中「同条第三号に掲げる者から適性検査の依頼を受けたときは、官公庁等に運転適性検査依頼書（別記様式第三号）を二部」を削り、「作成させ、」の下に「運転免許課長を経て」を加え、同条第三項を削る。

第七条第一項中「臨時適性検査発見報告書」の下に「又は前条第二項による運転適性検査相談書」を加え、「臨時適性検査通知書（別記様式第四号）により第二条第一項に掲げる者に対し」を「該当する者に対し臨時適性検査通知書（別記様式第三号）により通知し」に改め、同条第二項を削る。

第八条第一項中「状態に応じて、」の下に「医師による診断、」を加え、「自動車運転技能欠陥箇所集団装置」を「運転適性検査機器」に、「用いて」を「用いた方法により」に改め、同条第二項を削る。

第九条を次のように改める。

（検査等結果の処理）

第九条 運転免許課長は、第二条第一項に該当する者の検査等を行ったときは、その結果を本部長を経て、公安委員会に報告しなければならない。

- 2 前条の報告は、関係書類を添え、文書により行うものとする。
 - 3 公安委員会は、第一項の報告を受けたときは、速やかに必要な処分の決定をするものとする。
 - 4 運転免許課長は、第二条第二号の運転者に係る適性検査相談を実施し、運転適性を有すると認めるときは、当該運転者に対し運転適性相談終了書（別記様式第四号）を交付するものとする。
第十条の次に次の一条を加える。
(委任)
- 第十一条 この規則の施行に関して必要な事項は、本部長が定める。

別記様式第一号を次のように改める。

別記様式第一号（第6条関係）

臨時適性検査該当者発見報告書															
青森県警察本部長 殿															
警 察 署 長 圖															
年 月 日															
号															
下記の者は、道路交通法第102条第1項の規定に該当すると認められるので報告する。															
該 当 者	氏名・生年月日	年	月	日生											
本 籍	住 所	公 安 委 員 会													
免 番 号															
許 証	免 許 の 種 類	大 型	中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	けん引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二	けん二
		免 許 の 条 件													
該 当 事 項															
該 当 事 項 を 認 料 考															
備 考															

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

別記様式第四号を次のように改める。

別記様式第4号 (第9条関係)

運 転 適 性 相 談 終 了 書

住 所			
氏 名			
生 年 月 日	年	月	日 (歳)
相 談 終 了 日	年	月	日
相 談 終 了 番 号	第	号	
相 談 受 付 窓 口			

今後、1年又は6月以内に、青森県公安委員会に対し、運転免許の申請又は運転免許証の更新申請を行う場合は、本終了書を持参することをお勧めします。

年 月 日

青森県警察本部長

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

別記様式第五号及び別記様式第六号を削る。

附 則

この規則は、平成十九年九月十日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七十七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭